○ニセコ町公営企業の設置等に関する条例（案）

令和５年９月１４日条例第１１号

ニセコ町公営企業の設置等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）の規定に基づき、本町が経営する公営企業の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公営企業の設置）

第２条　本町に公営企業として、ニセコ町簡易水道事業、ニセコ町公共下水道事業及びニセコ町農業集落排水事業を設置する。

２　ニセコ町簡易水道事業は、生活用水その他の浄水を住民に供給するものとする。

３　ニセコ町公共下水道事業及びニセコ町農業集落排水事業は、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するものとする。

（法の財務規定等の適用）

第３条　法第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１条第２項の規定により、公営企業に法第２条第２項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第４条　公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

２　ニセコ町簡易水道事業の給水区域、給水人口及び１日最大給水量は、ニセコ町水道事業条例（平成１０年条例第１０号）別表第１に掲げるとおりとする。

３　ニセコ町公共下水道事業の名称、区域等、面積、計画人口、処理施設の名称、位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　名称　ニセコ町特定環境保全公共下水道

(2)　処理区域　ニセコ町字富士見の一部、字本通の一部、字中央通の一部、字有島の一部及び字元町の一部

(3)　排除区域　同上

(4)　面積　１２４ヘクタール

(5)　計画人口　２，３９０人

(6)　処理施設の名称　ニセコ町下水道管理センター

(7)　位置　ニセコ町字本通２４７番地１

(8)　処理方法　オキシディションディッチ法

(9)　計画処理水量　８３７立方メートル／日

４　ニセコ町農業集落排水事業の名称、区域及び計画人口は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　名称　昆布地区農業集落排水施設

(2)　処理区域　ニセコ町字西富の一部

(3)　計画人口　７０人

（重要な資産の取得及び処分）

第５条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあってはその適正な見積価格）が１，５００万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第７条　公営企業の業務に関し、法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)　負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が１０万円以上のもの

(2)　町が当事者である和解で、その目的の価格が１００万円以上のもの

(3)　法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が１００万円以上のもの

（会計事務の処理）

第８条　法第３４条の２ただし書の規定に基づき、公営企業の出納その他の会計事務及び決算に係るもののうち次の各号に定めるものに係る権限は、会計管理者に行わせるもの

とする。

(1)　公金の収納又は支払に関する事務

(2)　公金の保管に関する事務

(3)　物品の出納及び保管に関する事務

(4)　有価証券の出納及び保管に関する事務

(5)　支出負担行為に関する確認に関する事務

(6)　現金及び財産の記録管理に関する事務

(7)　決算に係る権限

（業務状況説明書類の作成）

第９条　町長は、公営企業に関し法第４０条の２第１項の規定に基づき、前年４月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を毎事業年度５月３１日までに作成しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　事業の概況

(2)　経理の状況

(3)　前事業年度の決算の状況

(4)　前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

(5)　前各号に掲げるもののほか水道事業等及び下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

３　天災その他やむをえない事故により、第１項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長はできるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

（利益の処分等）

第１０条　公営企業において、毎事業年度生じた利益のうち法第３２条第１項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

(1)　事業年度末日において企業債を有する場合　補填残額の２０分の１を下らない金

額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の２０分の１に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法

⑵　事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合　補填残額の２０分の１を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、補填残額の２０分の１から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法

２　前項第１号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第２号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

３　前２項の規定により積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外には使用することができない。

⑴　減債積立金　企業債の償還に充てる目的

⑵　利益積立金　欠損金をうめる目的

４　前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。

（資本剰余金の処分等）

第１１条　毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

２　資本余剰金は、次に掲げる方法により処分するものとする。

⑴　次条第２項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法

⑵　資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときに、当該損失をうめるため、

当該資本剰余金を取り崩す方法

（欠損の処理）

第１２条　法第３２条の２の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

２　前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金（前条第２項第２号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。）をもってうめることができる。

附　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　次に掲げる条例は、令和６年３月３１日をもって廃止する。

⑴　ニセコ町公共下水道設置条例（平成７年ニセコ町条例第１５号）

⑵　ニセコ町農業集落排水施設設置条例（平成１４年ニセコ町条例第２７号）

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。